

# PCB使用器具の取り扱いについて

## PCB入り器具関連資料

- PCBとは P.1
- PCB有無の判別フローチャート<蛍光灯> P.2
- PCB有無の判別フローチャート<高輝度放電灯> P.3
- PCB有無の判別方法 P.4-5
- PCB使用安定器の取扱いについて P.6

# PCBとは

## ◎PCB (Poly Chloro Biphenyl)

### 〈ポリ塩化ビフェニル〉

PCBとは、ビフェニルの水素が塩素で置換されたものの総称で、置換塩素の数と位置によって209種の同族体、異性体が存在します。この内、約100種が市販されていました。

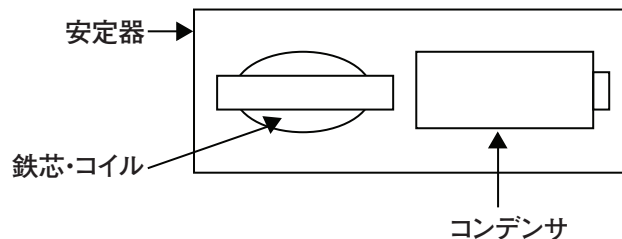
当社、安定器に使用されていたものは、五塩化ビフェニルと呼ばれるものです。

PCBは、科学的に不活性で難燃性であり、絶縁性が高く電気的特性に優れることから、熱媒体・印刷インク・感熱紙・絶縁油・コンデンサー油などに使用されていました。

## ◎使用期間と使用箇所

1957年(昭和32年)より1972年(昭和47年)8月迄の15年間、放電灯(蛍光灯・HID)安定器内の力率改善コンデンサー内に絶縁油として使用されていました。(※)

(※)このときの絶縁油のPCB濃度は高濃度(100%)です。



非常用照明器具および誘導灯のブロックにはPCBは使用していません。

## ◎使用中止の法的根拠

1972年(昭和47年)3月21日付通産省通達によります。

## ◎注意事項

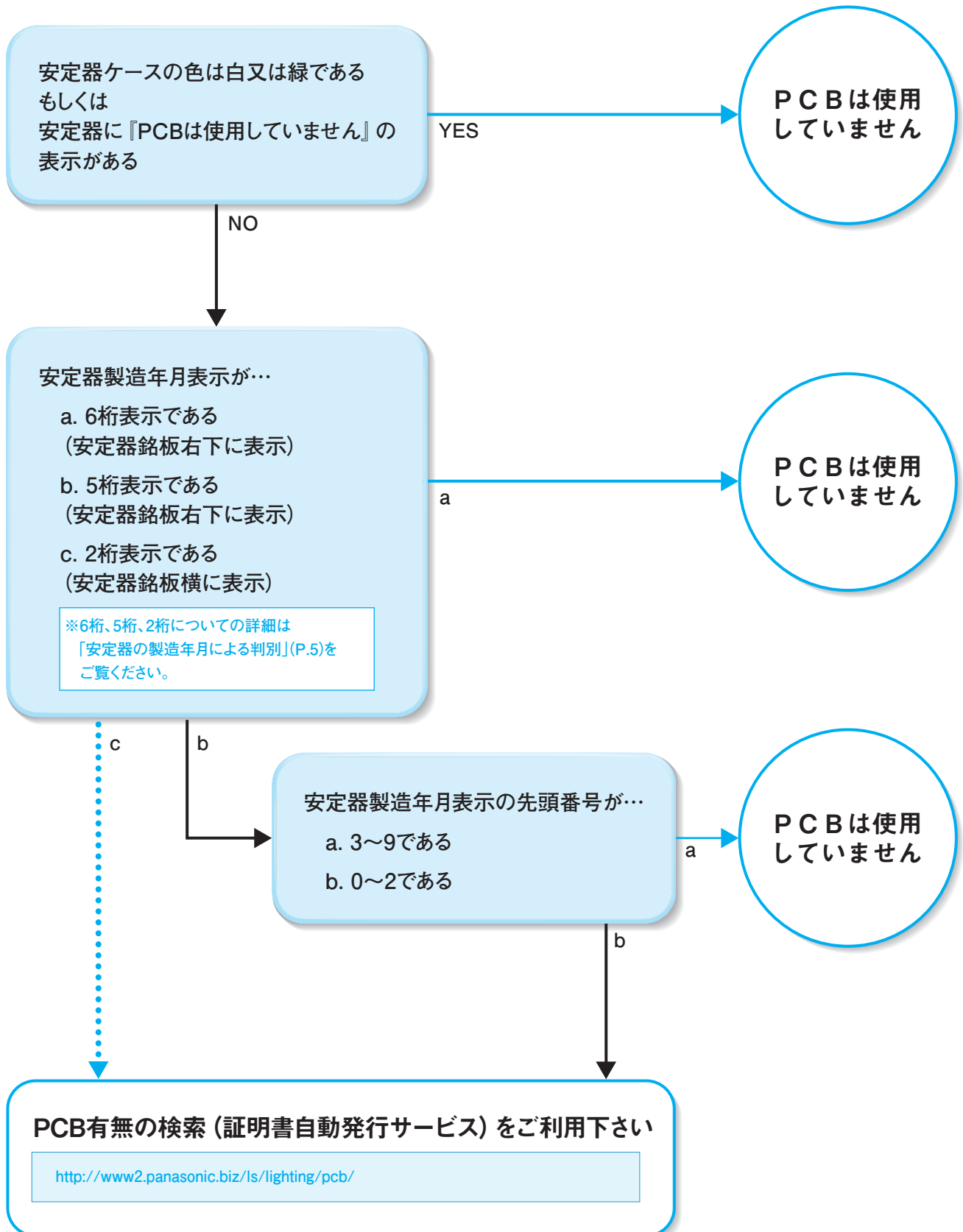
PCBは「カネミ油症事件」のように摂取を続けると吐き気や皮膚・肝臓障害の中毒症状が指摘されています。万一、PCBが身体に付着した場合は、下記応急処置をした後、医師の診断を受けてください。

- 1) 万一PCBが皮膚に付着した場合は、PCBに汚染された衣服を直ちに脱ぎ、水ならびに石鹼水で洗浄して下さい。(アルカリ性の強い石鹼は使用しないで下さい。)
- 2) 口腔内に入った場合は、直ちに吐き出し水でうがいを繰り返して下さい。
- 3) 目に入った場合は、直ちに多量の洗浄水で15分以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼して下さい。
- 4) 蒸気を吸入して気分が悪くなった場合は、新鮮な空気の所で安静にしてください。

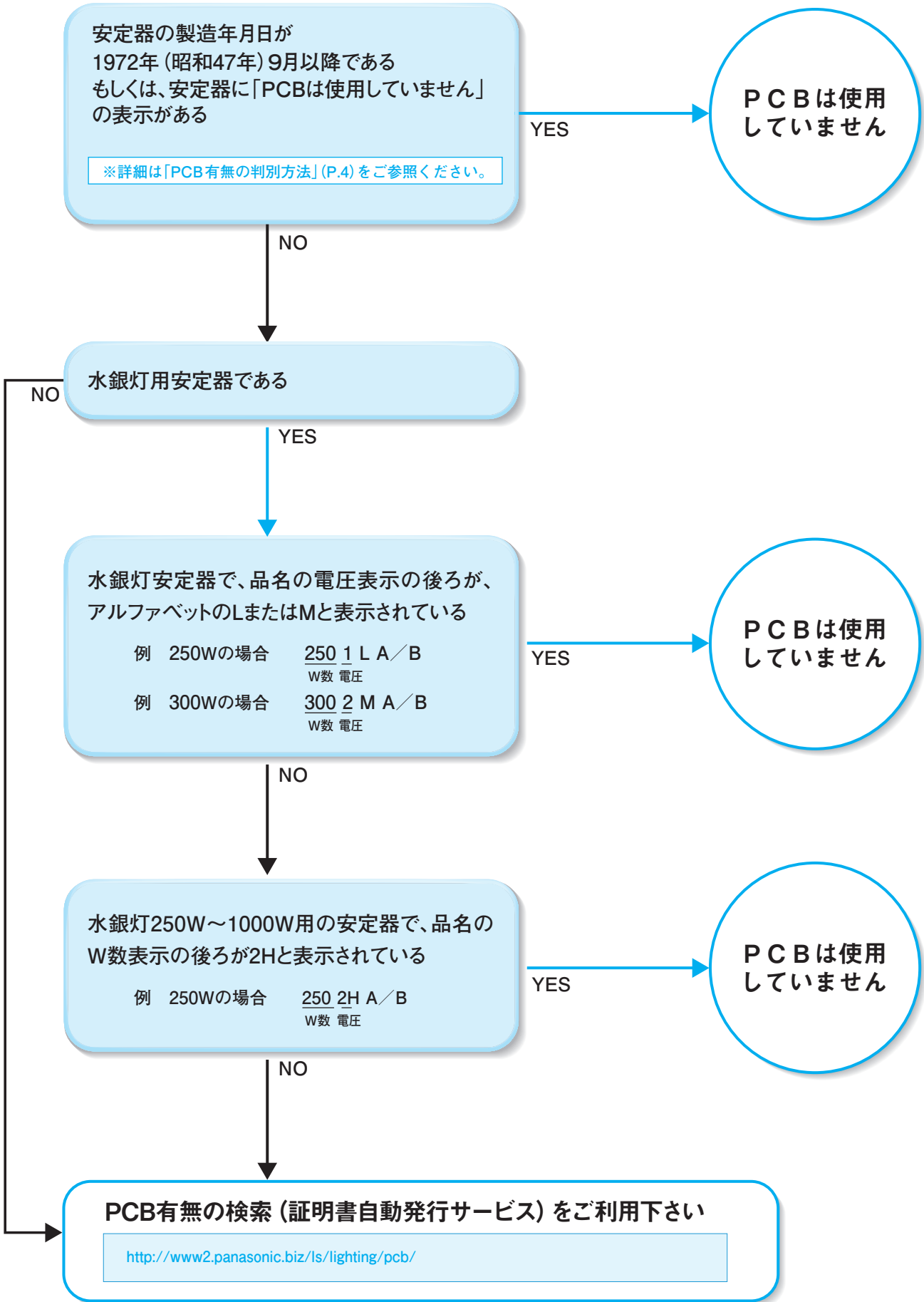
上記応急措置をして、速やかに医師の診断を受け、指示に従ってください。

# PCB有無の判別フローチャート〈蛍光灯〉

START



# PCB有無の判別フローチャート〈高輝度放電灯:水銀灯、マルチハロゲンなど〉



# PCB有無の判別方法

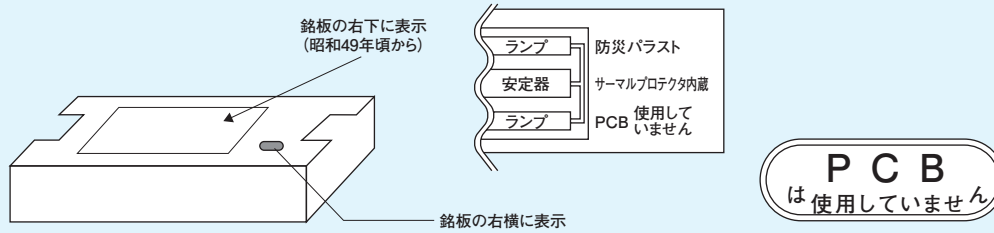
## ●判別方法1～2の順番でPCBの有無をご確認できます。

器具品番ではほとんど判別出来ませんので下記の方法でご確認ください

### 1.安定器外観表示による判別

PCBなしコンデンサへの切り替え後は、PCBを使用していない旨を下図のように安定器銘板の右下に表示するか、右横にラベル等で表示しております。

『PCBは使用していません』の表示がある安定器はPCBは使用していません。また、蛍光灯安定器については、安定器のケースの色が緑色・白色のものについてはPCBは使用していません。



※尚、昭和57年頃からの安定器ケースの色変更時に上記表示は削除しました。

### 2.安定器の製造年月による判別

昭和47年(1972年)9月以降は一切PCBを使用していない安定器に切り替えを行っていますので、安定器製造年月により、PCBの有無の判別をすることができます。

(例として製造年月の見方も記載しております。)

| ～昭和46年頃            | 昭和46年頃～昭和58年11月  | 昭和58年12月～                                   |
|--------------------|--|---|
| 安定器銘板の横に2桁表示       | 安定器銘板の右下部に5桁表示   | 安定器銘板の右下部に6桁表示                              |
| PCBの有無は<br>確定出来ません | PCBの有無は<br>確定出来ません   | PCBは使用して<br>いません                            |
|                    | 「安定器製造年月によるPCB有無判別表」をご覧ください。                                       |   |
|                    | (製造年月の見方)  | (製造年月の見方)                                   |
|                    | 例) 5 09 16 → 19×5年9月16日製<br>→ 16日(日付)<br>→ 9月(月)<br>→ 1975年(西暦の末尾) | 例) 85 09 16 → 1985年9月16日製<br>→ 1985年(西暦の末尾) |

※詳細については「安定器製造年月によるPCB有無判別表」をご覧ください。

|      |                |
|------|----------------|
| 2桁表示 | 安定器の品名から判断ください |
|------|----------------|

|       |       |                |
|-------|-------|----------------|
| 5桁表示  | 0×××× | 安定器の品名から判断ください |
|       | 1×××× |                |
|       | 201×× |                |
|       | 202×× |                |
|       | 203×× |                |
|       | 204×× |                |
|       | 205×× |                |
|       | 206×× |                |
|       | 207×× |                |
|       | 208×× |                |
|       | 209×× | PCBは使用していません   |
|       | 210×× |                |
|       | 211×× |                |
|       | 212×× | PCBは使用していません   |
|       | 3×××× |                |
|       | 4×××× |                |
|       | 5×××× |                |
|       | 6×××× |                |
| 7×××× |       |                |
| 8×××× |       |                |
| 9×××× |       |                |

|      |              |
|------|--------------|
| 6桁表示 | PCBは使用していません |
|------|--------------|

# PCB使用安定器の取扱いについて

厚生省令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づき、日本電気協会が取扱い規定(JEAC8102-1975PCB使用電気機器の取扱い基準)を設定。

## ●法令上の取扱い

- ①使用済みのPCB使用安定器(コンデンサ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「特別管理産業廃棄物」の中の「特定有害産業廃棄物」に指定された「PCB汚染物」(金属くず)に該当します。
- ②「特定有害産業廃棄物」のうち「廃PCB等」及び「PCB汚染物」は、「排出する事業者」が事業所内で保管、管理することが必要です。
- ③「排出する事業者」とは、第一義的に「使用設備の所有者」を言います。

## ●保管、管理について

- ①特別管理産業廃棄物の保管については、「特別管理産業廃棄物保管基準」(廃棄物処理法施行規則)に定められていますが、PCB使用電気機器については、この基準を受けた通産省通達「PCB使用電気機器等の保管について」に基づき、保管することとされています。(下記参照)
- ②特別管理産業廃棄物を保管する事業所には、「特別管理産業廃棄物管理責任者(厚生省令で定める資格を有するもの)」を置くことになっています。

## ●使用済みPCB使用電気機器及びPCB汚染物の保管について

(社)日本照明器具工業会資料より抜粋

### 1.保管場所等

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管は、保管施設により行い、当該特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) 保管施設には周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、特別管理産業廃棄物の保管施設であること及び保管しようとする特別管理産業廃棄物の種類の表示がなされていること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の処置を講ずること。  
PCB汚染物にあっては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置。  
注)「PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置」とは、「PCB汚染物を漏れこぼれない密閉式の構造で、かつ、浸透し難い材質で製作された堅牢な容器に収容する。」等をいう。

### 2.表示

- (1) PCB汚染物を収納した容器には、見やすい箇所に耐久性のある材質のものをしよして、第2図又は第3図に示す表示をしなければならない。
- (2) 保管施設には、見易い箇所に耐久性のある材質のものをしよして、第4図に示す表示をしなければならない。

第2図

特別管理産業廃棄物  
PCB汚染物  
関係者以外の  
取扱いを禁止する。  
管理責任者〇〇〇連絡先〇〇〇

第3図

特別管理産業廃棄物  
PCB油  
関係者以外の  
取扱いを禁止する。  
管理責任者〇〇〇連絡先〇〇〇

第4図

特別管理産業廃棄物  
PCB汚染物保管場所  
関係者以外の  
取扱いを禁止する。  
管理責任者〇〇〇連絡先〇〇〇

- (備考) 1. 「PCB」は赤字で表示すること。ただし、地が赤色である場合は、この限りではない。  
2. ラベルの材質は、耐久性のあるものを用いる。  
3. 従来から表示している場合で、「特別管理産業廃棄物」等の表示事項を追加する場合には追加事項のみを記載したラベルを従来のラベルの近傍に表示してもよい。

## ●届出について

PCB使用安定器(コンデンサ)は、使用済みとなり保管した時、事業所を管轄する都道府県(政令指定都市は市)の産業廃棄物担当課(地域により保健所)に「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」を提出することになっています。

## ●処理委託について

PCB廃棄物の処理委託については中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)へお問い合わせください。詳細は「JESCO」で検索のうえ、ウェブサイトにてご確認ください。